

JAPAN & Council of Europe
25 YEARS



人権、民主主義、 法の支配とAI

欧州評議会 CAHAI のアプローチ

Council of Europe Conseil de l'Europe

外務省・在ストラスブール総領事館
領事 齋藤千紘（欧州評議会担当）





項目

1. 欧州評議会とは

2. CAHAIとは

- 概要（人権、民主主義、法の支配の実現）
- 3つのワーキンググループと現状

3. CAHAIの目指すもの

- AIの定義
- リスクアプローチ + 予防的アプローチ
- ハイリスクなAIの使用例
- 目指す法的枠組みの性質
- 「欧州型」アプローチ？日本の立ち位置は？
- CAHAIの特色（他の国際機関との棲み分け）
- 今後の流れ

欧州評議会の概要

<https://www.coe.int/en/web/portal>



- 1949年設立（フランス・ストラスブール）
- 加盟国：47カ国（EU27カ国、英、ロシア、トルコ等）
+ オブザーバー5カ国（バチカン、米、カナダ、日、メキシコ）
- **目的：人権、民主主義、法の支配の保護・推進**
- 主な活動内容

- **欧州における基本的人権の保護**：欧州人権条約、欧州人権裁判所、条約モニタリング
- **民主化・人権分野での協力**：選挙監視ミッション、憲法等基本法の立法・改正支援
- **多国間条約の作成**：「スタンダード・セッター」としての自負

既存の国際条約が存在しない分野で、グローバル・スタンダードの構築を目指し、これまでに200本を超える多数国間条約を作成。近年では薬物、サイバー犯罪、人身取引、テロ、偽造医薬品、女性に対する暴力、少数言語の権利などに対応。



欧州評議会と日本の関係

https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/japan_coe_top_jp.html

- 在ストラスブール総領事館総領事 = 対欧州評議会大使
- 加盟条約
 - ・ 受刑者移送条約（2003年）
 - ・ サイバー犯罪条約（2012年）
 - ・ 税務行政執行共助条約（OECDと共同）（2013年）
- その他の協力関係
 - ・ 多文化共生都市ネットワークへの加盟：浜松市（2017年）
 - ・ 最高裁判所と欧州人権裁判所との交流
 - ・ 各種会合に政府の専門家や研究者がオブザーバー参加
(憲法問題、刑事司法協力、司法の効率化、裁判官の独立、女性の権利、テロ対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪、データ保護、AI、etc.)



CAHAIの概要

[Council of Europe and Artificial Intelligence \(coe.int\)](https://www.coe.int)

- CoEにおけるAIに関する法整備プロジェクト：約5年前から始動
 - 2019年5月：閣僚委員会による決定
- ⇒ 2019年9月 人工知能に関する特別委員会CAHAIを設立



CAHAI : Ad hoc Committee on Artificial Intelligence

【権能】 広範な多業種間協議に基づき、人権、民主主義、法の支配の分野における欧州評議会スタンダードに適うAIの開発、設計、適用のための法的枠組みの実現可能性と、法的枠組みに含まれ得る要素の検討

【期間】 2021年12月末まで

- AIイニシアティブ（AIを巡る各国の法的枠組みのマッピング）
- <https://www.coe.int/en/web/artificial-intelligence/national-initiatives>

活動①：委員会

<https://www.coe.int/en/web/artificial-intelligence/cah>



構成	<ul style="list-style-type: none">○ メンバー国：CoE加盟47か国○ オブザーバー国：CoEオブザーバー5か国（日本含む）○ その他のオブザーバーの地位を付与された団体<ul style="list-style-type: none">・ CoEのその他の機関代表・ その他の国際機関代表：EU、国連（特にユネスコ）、OECD、OSCE・ 民間部門代表・ その他市民社会・研究機関等
定期会合	年2回開催
事務局 会議	<ul style="list-style-type: none">○ 議長：Mr Gregor STROJIN（スロベニア）○ 副議長：Ms Peggy VALCKE（ベルギー） Ms Siiri AULIK（エストニア）、Mr Marco BELLEZZA（イタリア） Mr Andrei DINCULESCU（ルーマニア）、Ms Marine KETTANI（フランス） Mr David LESLIE（イギリス）、Mr Thomas SCHNEIDER（スイス） Mr Wolfgang TEVES（ドイツ）

活動②：ワーキンググループと現状

政策形成グループ | CAHAI-PDG
Policy Development

法的枠組みグループ | CAHAI-LFG
Legal Frameworks

意見聴取とアウトリーチグループ | CAHAI-COG
Consultations and Outreach

成果文書	<ul style="list-style-type: none">○ 実現可能性文書 (feasibility study、2020年12月採択) https://rm.coe.int/cahai-2020-23-final-eng-feasibility-study-/1680a0c6da○ 多業種間意見聴取 (multi-stakeholders consultation、2021年4～5月実施) https://www.coe.int/en/web/artificial-intelligence/cahai-multi-stakeholder-consultation
その他活動	<ul style="list-style-type: none">○ ウェビナーシリーズ “AI and Law” https://www.coe.int/en/web/artificial-intelligence/webinars○ 出版物 “Towards Regulations of AI Systems” https://rm.coe.int/prems-107320-gbr-2018-compli-cahai-couv-texte-a4-bat-web/1680a0c17a○ 「AIとCovid19のコントロール」 (2020年3月発表) https://www.coe.int/en/web/artificial-intelligence/ai-covid19



CAHAIの目指すもの①

- AIの**定義**：簡素化された技術的に中立的な定義を目指すべき（FS第10項）
 - AIシステム＝「社会技術システム」として見られるべき（FS第12項）
 - 設計＋開発だけでなく、使用方法にも依存
- AIから生じる**機会**と、人権、民主主義、法の支配への**影響（リスク）**の両面を勘案すべき（FS第3章、機会の評価については特に第16項から20項）
→ 2つのアプローチ間のバランスが必要（FS第42項）
※EUの「AI白書」、欧州委員会の予防的原則（precautionary principle）を意識

リスクベースアプローチ

特定のアプリケーションの状況をターゲットに

予防的アプローチ

必要に応じて潜在的な禁止事項を含む

【参考】ハイリスクなAIの使用例①

1. 人権への影響（FS第22項～）



人権条約参考条文	保障されるべき人権	AIに関連する例
第5条、6条、7条、13条	自由と安全 公正な裁判 法によらない処罰の禁止等	<ul style="list-style-type: none">司法や法執行における利用（再犯予測等）
第8条	私生活及び家族の生活を尊重される権利	<ul style="list-style-type: none">バイOMETRICSデータの追跡個人のプロファイリング、生体認証
第10条、11条	表現の自由、集会・結社の自由	<ul style="list-style-type: none">特定の個人の監視・追跡SNS等やニュースのコンテンツ・モデレーションディープフェイク
条約第14条 第12議定書	平等と差別の禁止	最も多く報告あり <ul style="list-style-type: none">AIによる差別の再生産意思決定プロセスの透明性確保や報告・監査の必要性
第2条、3条、5条、11条 12条、13条	社会的・経済的権利	<ul style="list-style-type: none">労働者の監視・追跡社会保障の決定ヘルスケアや医療支援の提供の決定

【参考】ハイリスクなAIの使用例②

2. 民主主義への影響（FS第34項～）

- AIを利用した不適切な有権者への影響力行使
→ 例：フェイクニュース、マイクロターゲティング、ディスインフォメーション・キャンペーン
- 一部の民間企業（ビッグテック等）への依存
→ 民主主義国家としての官民の利益と責任の境界が曖昧となる可能性
- AIを利用した国家による市民のコントロール
→ 自動フィルタリング、監視

3. 法の支配への影響（FS第39項～）

- 裁判所等の法的機関におけるAIの利用
→ 自動的かつ定量的な判断の恐れ

※司法システム及びその環境におけるAIの使用に関する欧州倫理憲章（CoE・CEPEJ司法効率化委員会）

<https://www.coe.int/en/web/cepej/cepej-european-ethical-charter-on-the-use-of-artificial-intelligence-ai-in-judicial-systems-and-their-environment>



CAHAIの目指すもの②

各国の思惑
立場の違い

- CoEの目指す法的枠組みの性質 → 法的拘束力のある文書か、ない文書か

結論

相互に補完し合う、拘束力のある法的文書と拘束力のない法的文書の組み合わせで構成されるべき（FS第153項）

- ソフトローのアプローチは強制的なガバナンスの代わりにはならない（FS第76項、148項）
- CoEの基準に基づいた法的拘束力のある制度の開発（FS第90項）
- 分野別ガイドラインや評価リストのようなソフトローの形でより詳細な文脈上の要件を提供する、分野別アプローチと組み合わせることも可能（FS第97項）
- 枠組み条約・議定書アプローチが適切？（FS第134項～144項）

既存のCoE枠組み条約
少数民族保護憲章
Framework Convention for the
Protection of National
Minorities

【参考】CAHAIの目指す法的文書に含まれ得る要素

主な実質的権利と主な（加盟国に生じる）義務の指摘

- 人間の尊厳（FS7.1章）
- 人権、民主主義、法の支配に対する危害の防止（FS7.2章）
- 自由と自己決定権（FS7.3章）
- 非差別、ジェンダー平等、公平性と多様性（FS7.4章）
- AIシステムの透明性と説明可能性の原則（FS7.5章）
- データ保護とプライバシー権（FS7.6章）
- 説明責任と法的責任（FS7.7章）
- 民主主義（FS7.8章）
- 法の支配（FS7.9章）

AI・デジタル分野における CAHAI以外の取組み・ツール

- データ保護条約
<https://www.coe.int/en/web/data-protection/convention108-and-protocol>
- サイバー犯罪条約（ブダペスト条約）
<https://www.coe.int/en/web/cybercrime/the-budapest-convention>
- アルゴリズムの人権への影響に関する閣僚委員会勧告
<https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/-/algorithms-and-automation-council-of-europe-issues-guidelines-to-prevent-human-rights-breaches>
- 顔認証ガイドライン
<https://www.coe.int/en/web/data-protection/-/ensure-that-facial-recognition-does-not-harm-fundamental-rights>
- 選挙手続における基本的人権に適うデジタル技術の利用原則
[https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD\(2020\)037-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD(2020)037-e)

CAHAIの目指すもの③

- 「欧州型」アプローチ？？日本の立ち位置は？
閣僚委員会議長国独主催AIハイレベル会合（2021年1月）
- 他の国際機関（特にEU）との役割分担、棲み分け
CAHAIの特色：人権、民主主義、法の支配に適う法的枠組みの構築
- 今後の流れ



CAHAIとして適切と考える
法的枠組みのドラフト作業

全てを組み合わせる
可能性もあり！

閣僚委員会としての方向性の決定（CAHAI終了（2021年末）までに）

条約起草

運営委員会
起草会合

締約国会合

ソフトロー

閣僚委員会決議・勧告

他の委員会による
ガイドライン策定